

「城陽市人権教育・啓発推進計画（第2次）（素案）」
パブリック・コメント実施結果について

1. 実施目的

「城陽市人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、素案についての意見を募集した。

2. 実施概要

1) 対象者

市民等（市内在住、在勤、在学の者、市内事業者、納税義務者）

2) 期間

平成27年（2015年）12月22日（火）～平成28年（2016年）1月21日（木）

3) 周知方法

市ホームページ

4) 閲覧場所

市民活動支援課（市民活動支援係、男女共同参画係）、行政情報コーナー（※）、市ホームページ

※行政情報資料コーナーの内訳

- | | |
|---------------------|----------------|
| ①本庁舎1階 | ⑤城陽市立図書館 |
| ②陽寿苑 | ⑥健康推進課（保健センター） |
| ③陽和苑 | ⑦地域ふれあいセンター |
| ④市内各コミセン（寺田コミセンを除く） | |

5) 意見提出方法

上記閲覧場所に配架、または掲載している所定の様式に意見を記入いただき、実施期間中に市民活動支援課まで直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出。

3. 実施結果

1) 意見提出数

4名（8件）

2) 提出方法の内訳

窓口提出 4人
Eメール 0人

3) ご意見の内容

No.	項目	ご意見の要旨	市の考え方	
1	第3章 人権問題の 現状等	P.7 6・外国人	<p>国連人権差別撤廃委員会はヘイトスピーチの法的規制を勧告したが、城陽市としても規制に向けた取り組みを行うべきではないか。</p> <p>ヘイトスピーチのような、特定の国籍の外国人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されるものではありません。 その規制については、内容が人権という普遍的なものであり、また表現に対する規制という観点からも、国全体で統一的な対応が必要であり、国において総合的な検討が行われる必要があると考えます。 本市におきましても、異なる国籍や生活習慣、文化、考え方を市民一人ひとりが理解し、尊重し合う意識と正しい認識が浸透していくよう、府や関係機関等と連携しながら、効果的な啓発を実施し、安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。</p>	原案のとおり
2	第3章 人権問題の 現状等	P.9 9・社会情勢の変化等により顕在化している人権に関する課題	<p>インターネットを悪用した人権問題は、ネットいじめや誹謗中傷など、近年では重大な社会問題にもなっている人権侵害問題である。安心して暮らすためにも、抑制してもらいたい。</p> <p>インターネットは、情報化の進展に伴い社会の隅々まで普及し、さまざまなサービスの拡大により、生活に密着したものになっています。一方で、プライバシーの侵害や誹謗中傷、ネットいじめ等が横行するなど、さまざまな人権問題が発生しています。 今後も、府等と連携・協力しながら、インターネットの仕組みや危険性について広く周知し、情報モラルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）の向上を図り、教育・啓発を推進してまいります。</p>	原案のとおり
3	第4章 人権教育・啓 発の推進	P.15 4・指導者の養成	<p>指導者について養成するための取組に努めるとあるが、具体的なプランが見えない。これで養成できるのか疑問である。</p> <p>人権教育・啓発を効果的に推進するためには、正しい理解と認識を深めた指導者が大きな役割を果たします。 具体的には、さまざまな研修機会などを通じて指導者の養成に努めていくことや、指導者に対する情報提供などの支援があげられますので、改定後の計画においても推進していきたいと考えます。</p>	原案のとおり

4	第4章 人権教育・啓 発の推進	P.15 5・人権 教育・啓 発資料等 の整備	人権教育・啓発資料等の整備とあるが、すぐに活用できるのか、どの規模の資料になるのか分からない。	人権教育・啓発を効果的に推進するためには、効果的な教材や資料等が必要となることから、これまでの取組の成果を踏まえて、発達段階や知識、熟練度に応じた規模の教材、資料として、啓発資料、啓発DVD等の充実、整備に努めてまいります。 また、身近な問題や社会問題を具体的に取り上げ、タイムリーな情報提供をすることで、すぐに活用できる資料の整備に努めていきたいと考えます。	原案のとおり
5	第4章 人権教育・啓 発の推進	P.15 6・効果 的な手法 による人 権教育・ 啓発の実 施	特に継続的な啓発活動は、城陽市で実施されているのか。連続した人権研修会の実施等、これまで聞いたことがありません。	人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的な取組が必要であるため、年齢や立場、理解の程度に応じ、継続的に実施していくことが必要です。 城陽市では、これまでからそれぞれの関係部署等にて、継続的な人権講座をはじめとする啓発活動を実施しており、今後も連携を図りながら、継続的な啓発活動を推進してまいりたいと考えています。	原案のとおり
6	第4章 人権教育・啓 発の推進	P.10～15 全般	城陽市の人権教育者のレベルもわからないが、滋賀県ではどこの行政も人権教育や人権に対する取組が進んでいる。もっと予算をかけ、人権問題を専門的に研究する部署を設けるなど、もっと積極的に人権啓発活動を行ってほしい。	城陽市では、平成18年3月に「城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定し、あらゆる人権問題の解決に向けて、これまでさまざまな取組を進めてまいりました。 改定後の計画におきましても、国及び府、近隣市町村、関係団体等とさらなる連携強化を図りながら、人権問題に関する研究や啓発活動、研修等について、積極的に進めてまいりたいと考えています。	原案のとおり
7	その他	全般	この素案は単に一般論を述べているに過ぎない。城陽市独自の啓発案にはなっていないので、もっとしっかり検討が必要である。	本計画は、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的指針として、府の施策を踏まえて、策定するものです。 改定後の計画では、基本的な考え方は継承したうえで、新たに顕在化してきた人権問題等を踏まえながら、各項目における城陽市の具体的な施策内容についても十分に検討したうえで、計画に反映し、取組を進めてまいりたいと考えています。	原案のとおり

8	その他		<p>本計画のタイトルについて、現行の「城陽市人権教育・啓発推進計画（第2次）」は、わかりにくく違和感がある。市の最上位計画である「城陽市総合計画」や、深く関連する「男女共同参画基本計画」などと統一し、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」と改めるべきではないか。</p>	<p>ご意見のありましたとおり、「城陽市総合計画」等との整合性を図るとともに、市民にとってよりわかりやすい名称にするため、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」に修正いたします。</p>	修正
---	-----	--	--	---	----